

## ハイ・チェッカー貸出要領

### 1 目的

この要領は、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度向上を図ることを目的に、徳島県保健福祉部健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）が保有するハイ・チェッカー（以下「機器」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

### 2 貸出物品

ハイ・チェッカー

### 3 貸出対象

- (1) 県内の各保険者、企業、各種団体等、健康づくり課及び保健所が適当と認める者とする。
- (2) 正しく普及することを目的とするため、原則として、医療従事者が同席する場合に貸出しを認める。

### 4 貸出期間

原則として1か月間以内とし、使用後は速やかに返却することとする。  
ただし、貸出者が必要と認めるときは、この限りでない。

### 5 貸出料金

無料とする。

### 6 貸出手続

- (1) 借受けを希望する者（以下「利用者」という。）は、住所地を管轄する保健所に電話等で貸出しの可否を確認の上、「利用申請書」（様式1）を提出するものとする。
- (2) 保健所は、前項による申請が適当と認められるときは、利用者に対して機器を貸し出すこととし、「利用承認書」（様式2）を発行する。
- (3) 利用者は、機器を保健所から直接受け取り、直接返却することを原則とする。また、利用者は、機器を返却する際に、「返却書兼利用報告書」（様式3）を提出するものとする。

### 7 管理責任、協力事項等

- (1) 利用者は、機器を常に良好な状態で使用することとし、他に譲渡してはならない。
- (2) 利用者は、機器の使用及び使用後の手入れについて、機器の取扱説明書及び保健所の指示により取り扱うこととする。
- (3) 利用者は、運搬、保管中等の故意又は重大な過失により、機器を滅失し、又はき損した場合には、機器の補充、修繕等にかかる費用を負担しなければならない。
- (4) 利用者は、COPDに関するアンケートに可能な限り協力することとする。

### 附則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。